

ずいそう

裁判員制度に参加して

田 中 洋 二



1. まさか裁判員になるとは

公判最終日、しーんと静まりかえった法廷の中「主文、被告人を懲役〇年に処する…」裁判員席で判決宣告を聞きながら、「うう～ん、さすが裁判長かっこいいな～」と感心しながら、我々建設業に携わる者なら誰でも味わってきた工事竣工時の達成感と似たような感慨もありました。

1年前に裁判員候補者名簿に登録されたとの通知がきた時には、まさか正式に裁判員に選任されることはないだろうとタカをくくっていたのですが、忘れた頃に裁判所から呼出状が来たので行ってみると30名強の候補者が集まっていました。その後、裁判所・検察官・弁護人の簡単な面接がありましたが、最終的に抽選で6名の裁判員に選任されてしまいました。（ただし検察官と弁護人には裁判所が選ぶ裁判員に対して、原則4名まで拒否できるそうです）候補者名簿に登録される確率が0.2%、そして最終的に裁判員・補充裁判員に選任される確率が0.01%（全国で一年間に約8,000人）ですから、まさに宝くじ的確率です。「どうせ当たるなら宝くじに当たってほしかったな～」と思うのは私だけではなかったと思います。もともと推理小説も法廷ドラマも好きでしたし、職務上法務関係の事柄には興味もありましたので裁判員は是非やってみたいとは思っていましたが、いざその立場になると「死刑の判決はな～」とか「被告が否認してたらな～」と重たい気持ちになっていましたが、幸い今回担当する事件は死刑か無期かというような凶悪事件でもなく、又被告人も起訴事実を認めていましたので安心して評議に臨むことが出来ました。

2. 公判と評議

さて、裁判員裁判では裁判長以下3名の裁判官と6名の裁判員で審理・評議を行うのですが、裁判員の構成は60代の私を筆頭に20代まで、男女比率もバランス良く構成されていました。裁判員選任中の裁判員の身分は裁判所の非常勤職員と同じで、裁判所出入り口での通門証も発行されましたし、館内のメニュー豊富

でお手頃価格の食堂も利用できます。

又、期間中の交通費も支給されますし、相当額の日当まで支給されましたので、待遇的には恵まれているのではないのでしょうか。

審理・評議に当たっては、裁判長以下プロの裁判官が懇切丁寧に説明指導しながら進めるのですが、最終的な評決の一票の重みは裁判官も裁判員も同じです。裁判員制度が施行されて7年になりますが、特に凶悪事件や性犯罪事件では、裁判員制度での裁判のほうがかたい判決がでる傾向が多いそうです。

通常の刑事事件の公判は①冒頭手続（検察官が起訴状を読み上げ、それに対して被告人や弁護人の言い分を聞く）→②証拠調べ手続（具体的証拠の取り調べや証人尋問）→③弁論手続（検察官の論告求刑と弁護人の弁論）→④評議（裁判官の議論）→⑤判決宣告という手続を踏み、短くても一か月はかかるそうですが、裁判員裁判では裁判員の負担を少なくする為、裁判を始める前に、検察官・弁護人及び裁判所が公判前整理手続をして、事前に争点や証拠を絞り込み審理も集中して行えるので、公判の期間も5～6日程度です。私の場合も、月曜日に冒頭手続が始まり火曜日中には弁論手続が終わり、水・木・金曜日で裁判官と裁判員による評議、そして翌月曜日に判決宣告という短期間で終わりました。

今回の裁判は前述の通り被告人・弁護人が起訴事実を全て認めていましたので、三日間の評議は量刑（刑罰の程度）をどうするかが議論のほとんどでした。刑法〇〇条の〇〇罪における量刑の範囲は明記されていますが、どの罪状でもその幅はかなり大きく示されており、その範囲内であればどの程度の量刑にするかは裁判官と裁判員の評議に任されています。評議では、犯行の動機や計画性、手段や方法の悪質性、被害の大小と被害者感情、そして本人の反省の度合い等を鑑みながら、過去の似たような判例を参考にどの程度の量刑にするかを議論することになります。「同じような事例であれば、全国どこの裁判所でも、ほぼ同じような量刑がなされる必要がある」というのが司法の基本的な考えだと教えてもらいましたが、まさにその通りだと痛感しました。

3. 日常業務と比べてみて

裁判員には守秘義務があり、評議の内容や個人のプライバシーについては述べることは出来ませんが、裁判員として刑事事件に携わった中で、自分の日常業務と比較して感じたことがあります。まずひとつは、「我々はいつも事実に基づいた合理的判断をしてるか」です。裁判所ではまず事実が何であるか、真実は何なのかを徹底的に追及しますが、我々は往往にして、そのことに手を抜いているのではないかと。日常生活はともかく、仕事でも「理よりも情」で判断していないか？ 時間的な制約もあるし、マンパワーの問題もあるから、時と場合によっては大ざっぱな認識での判断もやむ得ないが、重大な問題ではもっともっと腰を下ろして考えないといけないと思います。もうひとつは、「我々の会社には有効利用出来るデータベースがあるか」です。今回の量刑をどうするかの評議においては、裁判官より今回の犯罪と似たような過去の事例とその判決内容が10件ほど示され（どうもそのような検索システムがあるようです）、それと比べて我々の担当するこの事件はどうかを徹底的に議論しました。例えば、「A事例に比べて計画性は薄いな」、「被害の程度はB事例に近い」とか「そうかC事例の量刑が重いのは常習性があるからか」等、過去のデータと比較しながら議論して全員一致で結論をみたのですが、これだけのデータベースが整備されているのは素晴らしいことだなと感じました。我々は土木施工の会社ですが、新規工事の見積や施工計画に、過去に施工した似たような事例が反映されているのでしょうか。

私の所属する会社でしたら2～3千件の施工実績はあるはずですから、新規案件に酷似した施工済み工事は何件かあるのでしょうか、それが反映されていると

は思えません。どうも我々土木屋は現場の経験知を個人に蓄え、組織としての知識にするのが苦手のようです。それは何を導き出すためのデータを集積整理するのかという目的がはっきりしてないからではないでしょうか。裁判所は「同じような事例であれば、ほぼ同じような量刑を」という明確な目的があったから、膨大な裁判事例のデータベースを構築したのだと思います。

我々も目的をはっきりさせて（例えば「見積制度の向上」、「現場での不具合防止」、「好事例の水平展開」「重機稼働率の向上」等）、その為にはどのデータが必要かという観点で取り組めば、意外と簡単にやれるかなと考えています。

4. 記憶に残る言葉

裁判員として実質6日間の経験でしたが、とてもいい経験をさせてもらったと思っています。「事実に基づいた合理的判断」とそれを補助するデータベース、言いかえると「インプット情報が同じなら、ほぼ同じアウトプットとなる仕組み」。凡人である我々は感情の左右する日常生活ではなかなかそうもいきませんが、少なくとも職業人としての仕事では大変参考になる言葉ではないでしょうか。昨今、裁判員制度の是非が議論されていますが、一般市民にとって実際の裁判がどのようになされているのか、どういう考えのもとに判決がなされているのかを知り、又それに参加するのはとても良いことではないかと思っています。是非皆さんも、もし裁判員候補になったら積極的に参加されたほうが良いと思います。

——たなか ようじ 山崎建設(株) 顧問——